

令和7年度

北栄町国民健康保険事業計画

北栄町

健康推進課

I はじめに

我が国の国民健康保険制度は、国民皆保険制度の基礎としての重要な役割を担っているが、年齢構成・医療費水準が高いこと、所得水準が低く、保険税負担が重いこと、財政運営が不安定となる小規模保険者が多数存在することなど様々な問題を抱え、財政運営及び事業運営の両面にわたる改革が急務の課題とされていました。

平成 30 年度からは都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保など国保運営の中心的な役割を担い、制度の安定化が図られました。市町村では引き続き住民の身近な業務として、資格管理、保険給付、保険税率の決定、賦課・徴収、保健事業など、地域における細やかな事業を実施しています。

北栄町の国民健康保険財政は、一般会計からの法定内繰入を行うことによって会計の収支を維持しており、今後も被保険者数の減少や被保険者の高齢化、医療の高度化等により厳しい状況が続くことが見込まれるところですが、国民健康保険制度は国民皆保険体制を維持していく上で重要な役割を果たしており、国保財政の健全な運営と国保加入者の健康維持のため、令和 7 年度において以下に定める取り組み方針に基づいて事務・事業を実施することとします。

II 取り組み方針

1 保険税率の改正

国保会計においては財源不足が続き、平成 22 年度から一般会計による赤字補てん繰入を続け、平成 27 年度からは一般会計からの法定内繰入を実施しています。また、平成 28 年度には、国保財政の健全な運営のために税率改定を実施しました。

平成 29 年度以降は保険税率を据え置きとしていましたが、保険料（税）水準の県内統一を見据えて算定方式を 4 方式から 3 方式へ移行するため、令和 5 年度から令和 6 年度にかけて税率改定を実施しました。

令和 7 年度においては税率改定は行わず、国民健康保険制度をめぐる状況の変化を見据えながら、一般会計からの法定内繰入を予定した財政運営を行うこととします。

【税率の推移】

区分		H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
医療分	所得割 (%)	6.30	→	→	→	→	→	6.70	7.10	→
	資産割 (%)	26.00	→	→	→	→	→	13.00	廃止	→
	均等割 (円)	28,000	→	→	→	→	→	28,700	29,400	→
	平等割 (円)	26,000	→	→	→	→	→	26,700	27,300	→
	限度額 (円)	540,000	580,000	610,000	630,000	→	650,000	→	→	660,000
後期支援分	所得割 (%)	1.81	→	→	→	→	→	1.96	2.10	→
	資産割 (%)	8.50	→	→	→	→	→	4.25	廃止	→
	均等割 (円)	7,600	→	→	→	→	→	7,900	8,100	→
	平等割 (円)	7,200	→	→	→	→	→	7,400	7,700	→
	限度額 (円)	190,000	→	→	→	→	200,000	220,000	240,000	260,000
介護分	所得割 (%)	1.36	→	→	→	→	→	1.63	1.80	→
	資産割 (%)	8.00	→	→	→	→	→	4.00	廃止	→
	均等割 (円)	8,200	→	→	→	→	→	8,200	8,500	→
	平等割 (円)	5,800	→	→	→	→	→	5,800	5,800	→
	限度額 (円)	160,000	→	→	170,000	→	→	→	→	→

2 保険税収納率向上の取り組み

(1) 滞納整理の強化

町民課税務室を中心に以下のとおりさまざまな取り組みを実施しながら、滞納整理の強化を図ってきました。結果、徴収率は県内でトップクラスを維持しており、令和 7 年度もこれまでの手法を継続し、高い収納率の維持・向上を目指します。

- ・納付相談等の実施：催告書の送付、臨戸訪問、納付相談の実施
- ・徴収の委託：長期滞納者について鳥取中部ふるさと広域連合に徴収を委託
- ・差し押さえ等の実施：財産調査の実施後、財産差し押さえ、公売等の実施

(2) 口座振替等の納付の推進

窓口における国保加入手続きの際や臨戸訪問時に口座振替を勧奨したり、コンビニ収納の推進やスマホアプリ請求書払いを導入してきました。令和 7 年度もこれらを継続し、保険税納付の推進に取り組みます。

(3) 特別療養費の適用

国保税滞納者に適用する特別療養費は、被保険者が医療機関等の窓口で全額(10割)を支払う必要があるため、適用にあたっては、滞納者との接触機会を図る取組を強化し、関係課との連携により世帯の経済状況など実情を十分に確認したうえで適切な運用を行うこととし、収納率の向上につなげます。

3 適用適正化への取り組み

(1) 未適用者の防止

社会保険等の資格喪失者については、早期に国保加入を行うよう啓発を行い、資格を遡及して適用させる必要が生じたときは、給付等に係る事項の取扱いに留意しながら、国保税について遡及して適正に賦課することが必要です。この趣旨にのっとり、令和7年度も継続して事務を行います。

(2) 資格喪失後受診への対応

社会保険等に加入した後も国民健康保険で受診する「資格喪失後受診」は、本来医療保険者が支払うべき保険給付費を本町の国保が支払うことになるため、資格喪失後の受診をなくすことが医療費適正化への取り組みとなります。

資格喪失後の資格確認書の回収、また、国保資格喪失後受診に対する保険給付費の返還請求について、令和7年度も継続して適正に対応します。

4 医療費適正化への取り組み

(1) レセプト点検の充実

診療報酬を適正に支払うために、レセプトの確実な点検が重要になっています。令和7年度も引き続き点検強化のため、レセプト点検員を県や国保連合会主催の研修会へ派遣し、点検員の資質向上を図ります。

(2) 特定健診・特定保健指導

平成20年4月から各医療保険者に対して、40歳以上の医療保険加入者を対象にメタボリックシンドロームに着目した健康診査及び保健指導(特定保健指導)の実施が義務付けられました。

受診率向上に向けて、町報、告知放送等による周知に加え、自治会の協力を得て、自治会放送やポスター掲示により積極的に周知を行うとともに、未受診者に対する個別通知の送付、土曜健診の導入などを実施してきました。

令和5年度の特定健診の受診率は44.1%で、前年度より0.5%減少し、目標値としている60%に比べ低い受診率となっています。

令和7年度も引き続き積極的な広報を実施し、休日健診、未受診者対策としての受診勧奨通知、みなし健診(かかりつけ医の協力により、健診を受診しない方の健診データを本人同意の上提供していただくもの)の勧奨通知などにより、受診率向上を目指します。

(3) 北栄町国民健康保険健康づくり事業実施計画(データヘルス計画)を中心とした健康づくり事業の実施

○ データヘルス計画とは?

国保データベース(KDB)やレセプトデータを分析することにより、町の抱えている健康課題を抽出し、その課題の解決に向けた取り組みを

規定した計画です。

- 計画期間 令和6（2024）年度～令和11（2029）年度
- 計画の見直し
中間及び計画期間終了後に基準とする数値の分析や取り組みの反省をし、必要な見直しを行います。
- 北栄町が抱える健康課題
 - ・ 高血圧重症化の割合が高く、脳血管疾患による死亡率が高い。
 - ・ 日頃の運動習慣がない、毎日の飲酒や間食の習慣がある等生活習慣の改善が必要な割合が高い。
 - ・ 健診未受診者の医療費が高い。
 - ・ 慢性腎臓病（CKD）該当者の割合が増加傾向にある。
- 課題解決に向けた取り組み
 - ・ 高血圧・糖尿病対策
 - ・ 特定健診・がん健診受診率の向上
 - ・ 腎不全重症化予防対策
 - ・ 地域と連携した健康づくり事業の推進

（4）国保データベース（KDB）の活用

国保データベース（KDB）を活用し、地域の健康課題や医療費の把握を行い、医療と健診結果を重層的に分析するなど、効果的な保健指導に活用していきます。

（5）ジェネリック医薬費

ジェネリック医薬品は、平均的に先発医薬品の半額であり、医療費にかかる薬剤費抑制につながります。これまでジェネリック医薬品について、広報等により情報提供を行ってきたほか、『ジェネリック医薬品希望シール』を国保加入等の窓口での手続きの際に配布し、使用普及の啓発を行ってきました。

令和7年度も継続した啓発事業としてジェネリック希望シールを配布するほか、ジェネリック医薬品に切り替えた場合の医療費差額通知を年2回行い、ジェネリック医薬品利用率80%以上を目指します。

（6）医療費通知

医療費通知には、受診者にコスト意識を持っていただくことや、制度に対する正しい知識の習得、医療機関の不正請求等の抑制効果を期待し、年間12診療月分の通知を行っています。

令和7年度も引き続き年間12診療月分の医療費通知を行います。

（7）第三者行為の適正処理

交通事故やけんか等、第三者の行為が原因で治療を受ける場合、本来は加害者が治療費を負担すべきもので、国保が負担すべきものではありません。二重給付や不正給付を防止するためにも、速やかに事実関係を調査し、適正な事務処理を積極的に行う必要があります。

令和7年度も国保総合システムを有効に活用し、レセプトからの第三者行為の発見に努めます。

5 その他の取り組み

（1）広報

町民に国保のしくみ、財政状況、事業内容等の周知を図り、関心・理解を深めていた

だくため、次の媒体を利用し広報を行います。

- ・町報の活用、ケーブルテレビの活用、ホームページの活用

(2) 職場研修の充実

国・県等で開催される国保研修に積極的に参加し、職員等として必要な制度改正などに対応できる能力を習得します。

(3) 協会けんぽ鳥取支部との連携

働きざかり世代が多く加入する協会けんぽ鳥取支部と連携して、健診受診率向上の取組を実施します。若いうちから健康に対する意識付けを行うことは、将来国民健康保険に加入したときの医療費の削減につながると見込んでいます。

参考資料

1 国民健康保険事業特別会計 決算額の推移

※単位は千円

歳入	R 2年度		R 3年度		R 4年度		R 5年度	
	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比
国保税	417,833	21.5%	427,584	23.0%	399,686	21.3%	390,002	21.2%
補助金・交付金	1,315,223	67.8%	1,218,568	65.6%	1,245,414	66.5%	1,265,477	68.8%
繰越金	80,086	4.1%	86,243	4.7%	104,622	5.6%	57,888	3.2%
基金取り崩し	0	-	0	-	0	-	0	-
その他収入 (うち赤字補填繰入)	127,419 (0)	6.6% (0%)	124,430 (0)	6.7% (0%)	123,798 (0)	6.6% (0%)	125,138 (0)	6.8% (0%)
歳入決算額	1,940,561	100.0%	1,856,825	100.0%	1,873,520	100.0%	1,838,505	100.0%

歳出	R 2年度		R 3年度		R 4年度		R 5年度	
	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比
保険給付費	1,273,574	68.7%	1,204,726	68.8%	1,216,724	67.0%	1,236,871	69.7%
拠出金・納付金	546,611	29.5%	515,351	29.4%	495,121	27.3%	506,151	28.5%
その他支出	34,134	1.8%	32,126	1.8%	103,787	5.7%	32,674	1.8%
歳出決算額	1,854,319	100.0%	1,752,203	100.0%	1,815,632	100.0%	1,775,696	100.0%

2 国民健康保険税の推移

※単位は千円

区分		R 2年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度
現年分	調定額	416,702	426,185	397,091	390,755
	収入額	412,401	423,316	396,341	388,918
	収納率	98.9%	99.3%	99.8%	99.5%
滞納分	調定額	9,170	7,729	6,045	1,507
	収入額	5,432	4,268	3,345	1,084
	収納率	59.2%	55.2%	55.3%	71.9%
合計	調定額	425,872	433,914	403,136	392,262
	収入額	417,833	427,584	399,686	390,002
	収納率	98.1%	98.5%	99.1%	99.4%

3 特定健診等の目標と実績

項目		R 2年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度
健診受診率	目標	50%	55%	60%	60%
	実績	39.5%	41.0%	44.6%	44.1%
指導実施率	目標	25%	40%	50%	60%
	実績	9.6%	24.6%	17.5%	20.3%
健康教育		延 275 人	延 288 人	延 373 人	延 261 人
健康相談		306 人	256 人	827 人	793 人

R2 の健康教育・相談はT C C放送を利用したため実数は不明

4 医療費の動向 () は対前年度比率(%)

R 3 年度

		診療費	一人当たり 診療費	受診率	一件当 たり日数	一日当 たり診療費
一般 被保険者	北栄町	1,110,642,996 円 (93.20)	288,254 円 (93.91)	984.79 (102.44)	1.74 日 (97.21)	16,808 円 (94.44)
	県平均		360,659 円 (106.26)	1,073.19 (103.47)	1.93 日 (98.97)	17,416 円 (103.41)

R 4 年度

		診療費	一人当たり 診療費	受診率	一件当 たり日数	一日当 たり診療費
一般 被保険者	北栄町	1,119,203,360 円 (100.77)	302,733 円 (105.02)	991.21 (100.65)	1.77 日 (101.72)	17,218 円 (102.44)
	県平均		364,979 円 (101.20)	1,085.80 (101.18)	1.90 日 (98.45)	17,709 円 (101.68)

R 5 年度

		診療費	一人当たり 診療費	受診率	一件当 たり日数	一日当 たり診療費
一般 被保険者	北栄町	1,136,201,873 円 (101.52)	319,337 円 (105.48)	1,010.26 (101.92)	1.76 日 (99.44)	17,931 円 (104.14)
	県平均		円 ()	()	日 ()	円 ()

* 令和5年度の「県平均」は、令和6年度中に公表予定

5 国民健康保険事業の運営

※単位は千円

		R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
加入者世帯数		2,229 世帯	2,230 世帯	2,166 世帯	2,113 世帯
被保険者数		3,882 人	3,853 人	3,697 人	3,558 人
軽減世帯数	2割軽減	246 世帯	221 世帯	231 世帯	211 世帯
	5割軽減	336 世帯	299 世帯	281 世帯	279 世帯
	7割軽減	535 世帯	546 世帯	579 世帯	557 世帯
療養の給付費用(費用額)		1,482,129	1,399,200	1,425,238	1,434,788

6 財政の状況 (基金保有高)

	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
基金保有高	70,012 千円	70,020 千円	70,021 千円	140,023 千円	140,026 千円

7 保険税の賦課状況

		R 2年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度
賦課限度額	医療分	63 万円	63 万円	65 万円	65 万円
	支援分	19 万円	19 万円	20 万円	22 万円
	介護分	17 万円	17 万円	17 万円	17 万円
賦課割合	医療分	応能割:52 応益割:48	応能割:53 応益割:47	応能割:52 応益割:48	応能割:51 応益割:49
	支援分	応能割:54 応益割:46	応能割:55 応益割:45	応能割:55 応益割:45	応能割:54 応益割:46
	介護分	応能割:54 応益割:46	応能割:56 応益割:44	応能割:55 応益割:45	応能割:59 応益割:41
一人当たり 調定額	医療分	76,892 円	78,713 円	77,059 円	77,298 円
	支援分	22,068 円	22,601 円	22,196 円	22,739 円
	介護分	21,653 円	26,363 円	25,779 円	28,160 円

8 保険税滞納世帯数等

	R 2年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度
滞納世帯数	132 世帯	92 世帯	69 世帯	21 世帯
不納欠損額	310 千円	5 千円	1,873 千円	0 円
被保険者資格 証明書発行数	1 件	0 件	0 件	0 件

9 医療費適正化状況

	R 2年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度
重複多受診者数	47 件	26 件	24 件	50 件
医療費通知件数	12,157 件	12,188 件	11,906 件	11,625 件
ジェネリック差 額通知件数	284 件	277 件	106 件	96 件

・医療費通知は年 4 回、ジェネリック差額通知は年 2 回